

事 務 連 絡  
令和 8 年 4 月 1 日

各都道府県教育委員会指導事務主管課  
各指定都市教育委員会指導事務主管課  
各都道府県私立学校主管課  
附属学校を置く各国公立大学法人事務主管課  
小中高等学校を設置する学校設置会社を 御中  
所管する構造改革特別区域法第12条第  
1項の認定を受けた各地方公共団体担当課

文部科学省初等中等教育局児童生徒課

学びの多様化学校の設置を促進するための啓発及びマイスター派遣事業について

文部科学省では、令和5年3月に取りまとめた「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」において、学びの多様化学校※の設置を促進することを示すとともに、同年6月に閣議決定した教育振興基本計画において、不登校児童生徒の多様な教育機会の確保に向けて、学びの多様化学校※の各都道府県・政令指定都市での1校以上の設置を本計画期間内（令和5年度～令和9年度）において進め、将来的には、学びの多様化学校への通学を希望する児童生徒が居住地によらずアクセスできるよう、分教室型も含め、全国で300校の設置を目指しているところです。

※学校教育法施行規則第56条の規定等に基づき、不登校児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施することができる学校

については、学びの多様化学校の全国的な制度の普及や設置促進を図るため、令和8年度も引き続き「学びの多様化学校の設置を促進するための啓発及びマイスター派遣事業」を実施しますのでお知らせします。特に、学びの多様化学校を設置していない各都道府県・政令指定都市におかれては、積極的に本事業を活用いただくとともに、設置について前向きに検討くださるようお願いいたします。

令和8年度の実施要領等については、文部科学省ホームページ「学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）（不登校児童生徒を対象とする特別の教育課程を編成して教育を実施する学校）について」内の「学びの多様化学校の設置を促進するための啓発及びマイスター派遣事業」に掲載します。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1387008.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1387008.htm)

各都道府県教育委員会におかれては域内の市区町村（指定都市を除く。）教育委員会に対し、各都道府県私立学校主管課及び構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体担当課におかれては所轄の学校法人等及び新たに学びの多様化学校の設置を検討している者に対して、このことを周知くださるようお願いいたします。

**【本件担当】**

文部科学省初等中等教育局児童生徒課  
生徒指導室生徒指導第一係

電話 03-5253-4111（内線3299）

E-mail [s-sidoul@mext.go.jp](mailto:s-sidoul@mext.go.jp)